

○須磨海岸を守り育てる条例施行規則

平成20年 3 月 31日

規則第63号

(趣旨)

第1条 この規則は、須磨海岸を守り育てる条例（平成20年3月条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 条例第2条に規定する規則で定める区域は、起点防波堤（海岸法施行規則（昭和30年／農林省／運輸省／建設省／令第1号）第8条第3項に規定する別記様式第8第2表に基づく海岸保全施設調書に記載された須磨港西防波堤をいう。）の南西端（北緯34度38分26秒，東経135度7分48秒）から，方向角359度，300メートルの地点まで引いた線以西の海浜及び海域であって市長が告示した区域とする。

(使用の許可)

第3条 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は，あらかじめ，様式第1号による港湾施設（緑地・海浜）使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

(工作物等の設置の承認)

第4条 条例第7条の承認を受けようとする者は，あらかじめ，様式第2号による工作物等設置承認申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の納付)

第5条 条例第18条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは，次に掲げるときとする。

(1) 国又は地方公共団体が使用するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか，市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料の減免)

第6条 条例第19条に規定する規則で定める特別の理由があるときは，次に掲げるときとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育上の目的で緑地等（条例第3条に規定する緑地等をいう。以下同じ。）を使用するとき。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う者，同条第10項に規定する小規模保育事業を行う者若しくは同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う者又は同法第39条第1項に規定する保育所が児童を心身ともに健やかに育成する目的で緑地等を使用するとき。
- (3) 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園又は同法第3条第11項の規定による公示がされた施設が小学校就学前の子どもの教育及び保育上の目的で緑地等を使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか，市長が特に必要があると認めるとき。
(使用料の返還)

第7条 条例第20条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは，次に掲げるときとする。

- (1) 港湾計画の変更その他公益上の理由により使用許可を取り消し，又は変更したとき。
- (2) 災害その他使用者の責に帰することのできない理由により緑地等の使用の開始又は継続ができないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか，市長が返還すべき正当な理由があると認めたとき。

(緑地等における行為の許可)

第8条 条例第23条第2項の許可を受けようとする者は，あらかじめ，同項第1号から第6号までに掲げる行為をしようとする場合にあつては様式第3号による港湾施設（緑地・海浜）行為許可申請書を，同項第7号に掲げる行為をしようとする場合にあつては様式第4号による須磨海岸管理用通路通行許可申請書を市長に提出しなければならない。

(音量の基準等)

第9条 条例第21条第1項第1号に規定する規則で定める時間帯及び基準は、別表のとおりとする。

(騒音の発生の禁止及び行為の禁止の例外)

第10条 条例第21条第1項第2号ただし書及び条例第23条第1項第6号ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 条例第6条第1項に規定する緑地等の使用の許可又は条例第23条第2項第1号から第5号までに掲げる行為の許可を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が海岸の管理運営上支障がないと認めるとき。

2 条例第23条第1項第8号ウに規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合であつて、かつ、他の者の迷惑となる行為をするおそれがないと市長が認める場合とする。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 条例第6条第1項に規定する緑地等の使用の許可又は条例第23条第2項第1号から第5号までに掲げる行為の許可を受けたとき。
- (3) 日よけの用に供する設備の設置により使用する緑地等の区域の面積(複数の設備を近接させて設置することにより一定の区域を独占して使用する場合は、当該区域の面積)が4平方メートル未満かつその高さが1.4メートル未満であるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が海岸の管理運営上支障がないと認めるとき。

(施行細目の委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第66号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 30 日規則第 8 号）

この規則は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日規則第 79 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 9 条関係）

時間帯	午前 9 時から午後 9 時まで	午後 9 時から翌日の午前 9 時まで
基準	70 デシベル	60 デシベル

備考

- この表において「デシベル」とは、計量法（平成 4 年法律第 51 号）別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 音又は音声（以下「音等」という。）の測定は、計量法第 71 条第 1 項各号に適合する騒音計（計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 2 条第 15 号に定めるものをいう。）を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性 (FAST) を用いることとする。
- 音等の測定の方法は、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本産業規格 Z8731 に定める騒音レベルの測定方法によるものとし、音等の大きさの決定は測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
- 音等の測定は、当該音等の音源の北方向への直線上であって、次に掲げる位置において行うものとする。
 - 占有者が権原に基づき使用する土地の区域内に音等の音源がある場合であって、建築物その他の音等の北方向への伝ばを遮へいするもの（以下「建築物等」という。）により音等の伝ばが遮へいされている場合 当該区域の境界線との交点
 - 建築物等がない場合
 - 条例第 2 条に規定する海岸の区域として第 2 条の規定により画された境界線との交点
 - アにかかわらず、音等の音源とアに掲げる交点までの距離が 20 メートルを超えるときは、当該音源から 20 メートルの地点

- (3) (1)及び(2)の位置において音等の測定を行うことが困難な場合 当該
位置の直近の場所であって音等の測定ができる位置

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)